

よくある質問（組合追加分）

登録・健診結果閲覧について

Q 被保険者資格を取得し、KenCoMに登録しようとしたのですが登録できません。

A 1 被保険者データの連携には約1か月半かかります。恐れ入りますが、加入・資格取得の届出をした月の翌月中旬以降に登録をお願いします。

A 2 被保険者データとして登録された内容に誤りがある可能性があります。氏名（フルネーム・全角カナ）等、確認しますので [KenCoM 事務局](#) へお問い合わせください。

Q パソコンで新規登録したが、スマートフォンのアプリでも使用できますか。

A アプリをスマートフォンにダウンロードしていただき、パソコンで新規登録されたメールアドレス、パスワードを入力していただければ使用できます。

Q KenCoMに登録したメールアドレス又はパスワードを変更できますか。

A（PCの場合）

KenCoMにログイン後、 ⇒ ログインID（メールアドレス）の変更 において変更できます。

（Androidの場合）

KenCoMにログイン後、メニュー ⇒ 設定 ⇒ KenCoM各種設定 ⇒ ログインID（メールアドレス）の変更 において変更できます。

（iPhoneの場合）

KenCoMにログイン後、メニュー ⇒ 設定変更 ⇒ ログインID（メールアドレス）の変更 において変更できます。

Q 健診閲覧コードはがきが届きましたが、文言に「必ず登録してください」と書いてあります。登録しないとどのような不都合が生じるのでしょうか。

A 登録につきましては、強制ではありませんが、組合の保健事業として行われるものであり、皆さんの健康づくりに役立つ情報や、毎年の健診結果がいつでも閲覧できるほか、楽しく気軽に健康づくりを進めるイベントへの参加、お得なポイントの取得など様々なメリットがございますので、ぜひご登録ください。

Q なぜ健診閲覧コードは30歳未満の家族の被保険者には送付されないのですか。

A 健診閲覧コードは健診結果を見るためのセキュリティ対策としてお送りしているものですので、閲覧コードがなくてもKenCoMのそれ以外の機能を利用することはできます。

KenCoM内で健診結果を見ることができるのは、組合に健診結果を提供していただいている方であり、そのほとんどが組合の補助を受けて人間ドックや生活習慣病健診を受けた方のデータであることから、健診の補助対象とならない30歳未満の方に対しては健診閲覧コードはお送りしておりません。

Q 健康診断を受けたのに健診結果を閲覧できません。

A 1 健診結果が組合あてに提出されていない場合、閲覧できません。

直営医療機関、委託健診機関、事業主によって健診結果が組合に提出される時期が異なります。閲覧が可能になった時点で、お知らせメールが届きます。

なお、直営医療機関、委託健診機関で受診された場合は、健診実施月から概ね2～4か月後、事業主から健診結果が提出された場合は、提出月から概ね2～3か月後に閲覧できます。

A 2 パート先の健診、または組合の補助を使わずに健診（人間ドック等）を受けた場合、閲覧できません。

KenCoM で見られる健診結果は、組合の補助を受けて受診した健診（人間ドック、生活習慣病健診、特定健康診査）、パート先等で受けた健診結果を組合へ送付していただいた場合に限られます。

A 3 全国土木を一度脱退し、再加入している場合などで被保険者証の記号・番号が変わった場合、原則として従前の記号・番号時に受けた健診結果を KenCoM で見ることはできません。

Q 健康診断を受けたのに閲覧できません（40歳未満の組合員の方）

A 組合の補助を受けていない健康診断を受診されている場合、事業主は40歳未満の受診者の健診結果を提出する義務がありません。健診結果を閲覧したい場合、事業主を通して健診結果を提供してください。

ポイントについて

Q 「KenCoM ポイント」と「どけんポイント」の違いは何ですか。

A KenCoM ポイントは KenCoM を導入している団体の共通ポイントで、1,000 ポイントで1回ルーレットに挑戦でき、当たれば100円相当のAmazonギフト券、nanacoギフトが貰えます。ポイントは1日1回ログインする等で獲得できます。

どけんポイントは組合独自のポイントで、1ポイント1円相当でAmazonギフト券又はnanacoギフト、約1,000種類の景品と交換できます。ポイントは新規登録、健診結果の閲覧、組合が主催するイベントへの参加、健診結果を提供される（家族のみ）ことで獲得できます。

Q 「KenCoM ポイント」と「どけんポイント」は合算できますか。

A KenCoM ポイントとどけんポイントはそれぞれ別々のポイントであるため、合算はできません。

Q 「KenCoM ポイント」と「どけんポイント」の有効期限はいつまでですか。

A KenCoM ポイントはポイントを取得した日から90日間です。

どけんポイントは取得した当年度から翌年度末までです。

Q どけんポイントはいつ付与されますか。

A ポイントの反映は月1回、翌月中旬頃に予定しております。

なお、組合が主催するイベントへの参加によるポイントの付与には時間がかかる場合がございます。ポイントが付与されると、お知らせメールが届きます。

Q 組合員の家族（被保険者）ですが、人間ドック等の健診結果を提出すれば、どけんポイントは付与されますか。

A 組合で補助を受けた人間ドック・生活習慣病健診及び組合で交付された特定健康診査受診券を使用した健康診断では、健診機関から組合に健診結果が提出されますので、どけんポイントの付与の対象にはなりません。

パート先等での健診や全額自己負担の人間ドック等では、健診機関から組合に健診結果が提出されませんので、関東事務所 庶務課あて（〒102-8532 東京都千代田区麹町3丁目2番地 麹町共同ビル内）に健診結果の写しをご提出いただければ、どけんポイントを付与します。ただし、健診結果に以下の検査項目がすべて含まれていないと、どけんポイントは付与されませんのでご注意ください。

【特定健診の検査項目】

問診票（服薬歴等）、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、診察、血圧測定、尿検査（尿糖、尿蛋白）、血液検査（脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）、肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP））

その他

Q 組合を脱退（資格喪失）しましたが、いつまで使用できますか。

A KenCoM の仕様変更により、平成29年11月1日以降に脱退（資格喪失）の届出をされた方につきましては、データ連携日以降、KenCoM をご利用できなくなります。

なお、平成29年10月31日以前に脱退（資格喪失）された方で、継続利用の手続きをしていた方につきましては、引き続きご利用できます。